



議員提出第1号議案

大田区中小企業・小規模企業振興条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年2月15日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

大竹辰治	清水菊美	黒沼良光
佐藤伸	菅谷郁恵	福井亮二
荒尾大介	杉山公一	

## 大田区中小企業・小規模企業振興条例

大田区は、これまで地域全体の技術水準の高さによって「ナショナルテクノポリス」との評価を得てきた。しかし、区の実態調査にも示されているように工場数は大きく減少している。大きな要因に海外移転、空洞化の促進をして膨大な利益を上げる大企業の身勝手と、単価の異常な切り下げなど下請けいじめがある。大企業の身勝手を正し、大企業と中小企業がそれぞれの役割を担い、ともに成長する「ルールある経済」にしていく努力が求められる。ところが、大田区産業のまちづくり条例（平成7年条例第47号）には「産業総体」や「産業者」という大企業をも含む言葉を用いて、中小企業・小規模企業の位置づけをあいまいにしている。そのために目的も「生活環境と調和する産業のまちづくりを推進する」と中小企業が主役からはずされている。中小企業への具体的支援も、大企業に勧告・要請を行う当然の施策もない。このことから、大田区が将来にわたり、ナショナルテクノポリスとしての役割を果たし、持続的に発展する都市として、国際的にも存在感を示し続けるために、今でも困難に負けず、誇りを持って経営を続けている意欲的な取り組みに対し、的確な支援を行うことで、その振興を図るとともに、中小企業・小規模企業の役割を明確にし、施策を総合的に推進する必要があることから、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、区における中小企業・小規模企業及びそれらの従業員の存在と役割に鑑み、中小企業・小規模企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業及び地域経済の健全な発展と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者(会社及び個人に限る。)をいう。
- (4) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、労働団体その他中小企業・小規模企業に関する団体をいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融業を行う者及び信用保証協会をいう。

(基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者による経営の改善及び向上を図るための自主的な努力を促進することを旨として推進されなければならない。
- (2) 中小企業の振興は、中小企業者が多様な分野における特色ある事業活動を通じて、地域経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等地域社会の発展及び地域住民の生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識の下に推進されなければならない。
- (3) 中小企業の振興は、区、中小企業者、中小企業関係団体、金融機関等、大企業者等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。
- (4) 小規模企業の振興は、小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)に基づき、小規模企業者の経営の規模及び形態を踏まえて、その経営資源の有効な活用が図られるとともに、多様な主体との連携及び協力により、その

事業の持続的な成長発展につながるよう推進されなければならない。

(区の責務及び施策の基本方針)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 区は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化、取引の適正化及び事業継承の円滑化を図ること。
- (2) 中小企業・小規模企業の創業の促進を図ること。
- (3) 中小企業・小規模企業の販路開拓の促進を図ること。
- (4) 中小企業・小規模企業の国際的視点に立った事業展開の促進を図ること。
- (5) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化を図ること。
- (6) 中小企業・小規模企業の人材の確保及び育成を図ること。
- (7) 中小企業・小規模企業における働きやすい職場環境の円滑化や整備の促進を図ること。
- (8) 中小企業・小規模企業における新たな技術の開発及びサービスの創出並びに知的財産の保護及び活用の促進を図ること。
- (9) 区内工業集積、自然環境等の地域の特性及び資源を生かした中小企業・小規模企業の事業活動の促進を図ること。
- (10) 小売り商業者又はサービス業者による商店街その他の商業の集積の活性化を促進するため、商店街等が実施する事業の支援や顧客その他地域住民の利便の増進を図ること。

(中小企業者及び小規模企業者の責務)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善

及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、人材の育成及び雇用環境の整備に努めるものとする。

(中小企業関係団体の協力)

第6条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の協力経営の改善及び向上に対して、主体的かつ積極的に取り組むとともに、区が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の協力)

第7条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業に対し、資金の円滑な供給、経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、区が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の協力)

第8条 大企業者は、基本理念にのっとり、区民生活並びに地域の経済及び社会において重要な存在である中小企業・小規模企業の事業活動について理解を深めるとともに、区が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(区民の協力)

第9条 区民は、中小企業・小規模企業の振興の重要性について理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

第10条 中小企業者及び小規模企業者は、経営基盤の強化と従業員の雇用確保及び福利厚生のために自主的努力を払い、あわせて地域の経済と生活環境との調和に十分に配慮しなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の意見の反映)

第11条 区は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施及び当該実施状況等の検証に当たっては、中小企業・小規模企業関係団体等の意見を聴き、施策に反映するよう努めるものとする。

(区長の責務)

第12条 区長は、前条の施策を実施するに当たっては、次の措置を講ずるとともに、区民及び消費者の保護に配慮しなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業が地域に寄与し、区の経済へ貢献していることを理解し、その健全な発展に協力するように努めること。
- (2) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。
- (3) 特に従業員数9人以下（商業の場合は、4人以下）の事業所及びそれらの従業員に対して必要な考慮を払うこと。
- (4) 区内の大企業者がその工場、事務所、店舗その他の経営拠点を縮小、閉鎖、移転、拡大又は新規展開する場合の中小企業者及び小規模企業者並びにそれらの従業員が受ける影響調査を行うこと。
- (5) 中小企業者及び小規模企業者並びにそれらの従業員に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合、それらを是正し、又は未然に防止するための区内の大企業者に対する指導、勧告及び要請をすること。
- (6) 中小企業者及び小規模企業者の資金を確保するための、国、東京都及び金融機関等に対する要請並びに区の融資制度の充実を図ること。
- (7) 区の物品、役務等の調達に関し、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の増大を特別に図るための施策を充実させること。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

グローバル企業の海外移転が大きな原因でモノづくりの力が衰退し、日本全体で産業、特に製造業の空洞化が進行しており、大田区でも工場数の大幅減少や仲間回しの解体・減少などが現在も進行している。国は小規模企業振興基本法を定め、都は東京都中小企業・小規模企業振興条例を制定したが、区は適切な対応をせず今日まで来た。一日も早く区の大田区産業のまちづくり条例を改め、区長の責務や中小企業・小規模企業を加えるとともに、ハネダピオに重点を移すのではなく、実情に合った条例を制定する必要があるので、この案を提案する。